

明治六年三月

新貨三錢

郵便



知新聞

第四十號

驛遞察檢

東京横山町三丁目

太田金右衛門



九例

遠近の人民互に懽懽と相通し事理よくお達すは新聞紙の如く  
 故に西洋諸國苟く文明の名あるは地を以て必し新聞紙局を設  
 ありて國內國外を論せざれば九百の事務を網羅し併せて奇事異聞瑣  
 結常談を採用して日刊し多小刻て傳布するは幾人か家  
 喻戸曉く不説くは概あれは國人甚く喜ぶを便とせざるや今爰に郵便  
 新聞紙を刊行するも廣く遠近の子孫我々大ひに内方此情を遂に善  
 古今此變を知りて世に裨益ありんば致欲するあり蓋し瓶水の  
 氷皮見て天下此寒を知るべし此小冊子をえるもの亦當今の子孫の  
 一斑と覽ふべし

郵便報知新聞第四十一號 明治六年第三月

- 香川縣ヲ被廢名東縣へ合併被仰付タリ
- 神山石鐵ノ二縣ヲ被廢愛媛縣ヲ置伊豫國一圓管轄  
被仰付タリ 但縣廳ハ温泉郡松山ニ被置小事
- 自令混撤ノ制被廢小旨御布令アリ
- 官員月給渡方の儀新任轉免御用滞在帰省御暇百日  
以上病氣の類其他一ヶ月中又月給高増減有之分の十五  
日前後を以て區分を立賜り一處來ル三月一日より本官  
月給各三十分一以現實端日數に乘し賜る旨公布あり



○諸兵大隊番號ノ儀是迄何番大隊ト唱來ハ外自今第一大隊第二大隊ト可相称旨山縣陸軍大輔殿ヨリ御達アリ

○小田縣より報知管下布令  
近來鬪雞賭勝負の儀専ら流行致小趣名と遊戯ト托一全賭博同様乃所業以之外の事ハ小糸令嚴禁ト以後心得違の者於有之ハ無用捨差押速ト可訴出ト此也  
評曰嚮きハ府下兎賣買の儀行トモ一ハ皆奸高の所為ト都會利と爭ふ乃地有は又依れり小田縣の如きは遠く海陸代隔て民情もやハ質樸るるへきト

尚ト之ト鬪ト鷄トの事ト不ト流ト行トサトハ怪トむトべト是ト皆ト愚ト以ト欺トくト似ト之トもトどトもト如トクト智トをト誑トらトるト術トるトもト世トのト開ト化トハト赴トくト又ト隨トひトかトるト博ト賭トのト戯トハト益ト多トクトはトべトきトあトまトるト或トるト洋ト人トのト説ト話トありト所ト謂ト開ト化トのト弊トとトるト此ト類トありトん

○若松縣より報知管下布令  
凡天地の間ハあゝと生トと生トるト者ト我ト子ト成ト愛トせトざるト者ト無ト一ト殊ト又ト人ト間トハト萬ト物トのト靈トとト色トハト一ト層ト愛ト育トをトるト申トまトすトもト無ト之ト處ト當ト管ト下ト後ト來トのト愚ト弊トトト墮ト胎トのト風ト行トとトれト甚トしト記ト至トてトるト安ト産トのト後ト親トとトるト者ト其ト赤ト子ト成ト膝ト下トハト拉ト殺ト



是は者有之趣実ニ愕然の事小夫九世ニ怖おそき虎狼  
 の如き猛獸まうぶつありて我子わがこ残奪ざんたつをせんと是は時々已おのれの  
 殘害ざんがいせしむる由も顧かへみず之を拒こぐと謂いり然るも萬物  
 の靈たまとる者ふして自みづから我子わがこ殘害ざんがいをせしむる如何いかなる  
 恨あはれろしき心ぞや人の性行せいぎやう悪あくしき者哉や指さして人面にんめん獸心じゅうしん  
 とす其獸けしをと尚我子わがこ殘育ざんいくをせしむる小人せうじんとしくかゝる所  
 行なはる鳥獸てんじゅうふも過あやるまへし向後きやうご右様みぎさま暴戾ぼうれいの首  
 於有あ之を嚴重げんじゆうの所置しよ可申付まを小隣保戸長せうりんほとちやう等らより常つね小  
 相視察さうし見み当りありしハハ速すみニ可訴出まを小若せう一隠いん一置ちき後  
 日露頭にちろをとはし於を隣保戸長せうりんほとちやう等らまで此度こゝろ可申付まを小事

但貧窮等びんきゆう又また養育心やういくしんニ難任程なんにんぢやうの者ら其段申出まをべし  
 會議ぎの上うへ救助きうじゆ可遣まを小事

○印播縣より報知ニ管内各區追々學校を取設け生徒  
 數千百六十人余其費用區々有志の輩より出金合あせし  
 金貳万三千八百十二圓余ありと

○府下内藤新宿三町目貸坐敷渡世ハ杉弥助すぎやねすけなる者先  
 般解放相成りはんかつかうぢやうぢやうしやみへ身代金共貸金十圓有之哉同人  
 親齋藤瀬平へ差出方談判中及び強て受取うけとる料違令  
 律りつニ依り司法省ニ於て御札ごふだの上うへ懲役四十日右金子  
 々瀬平へ差戻さへ被仰付まを小事



○大坂府より報知

府下北本願寺内ニ於て病院建営此項成就一二月十五日開院あり治療方最深切なり開院当日午前第七時より午後四時迄翌十六日も同漸院内見物差許され且賑ひの爲り諸見世物諸藝者院内共寺内ニ於て興行勝手とるべき旨布令ありたり

○或人郵便没書の記載を見て曰没書を出て人受る人何れふろ粗忽の罪あり或る文育の報ひるれば損とも自業自得と云ふべきり唯可笑おとら此没書中又東京鉄地洲コシラ 某へと宛とる一書あり是所謂横

濱言葉みそ「コンシラロヲハ」コンシロウとも云ひ其実「コンシユル」の訛言みて乃日本領事と全ト官名あり目の下原「ミニストル」みて公使の事あり外國人の音「メノシタ」と云如く聞こゆると其終「書きホ」イ「るボイ」みて小遣と呼ぶるを乃公使の小遣と云ふ儀なりさて右の横濱辞葉を解りても同官名數員あるを東京何れの所を何れの國何々と記さば其届先を知るべらむぞ以前横濱目下コン四郎と云ふ外國乃官使ありと心得人を抱服させ一官あり一が此書状を出せ一人も同類なり但し横濱なる此様なる人物甚多



く一夫亦ても外國人と高買以る一金錢の取遣りと為  
るなり育蛇物ふとちだとい此事あるべ一俟毎度踏倒  
さきて損と云ふとの噂なりと云ハ是より書して横濱  
辞葉以解せざる看者の話柄一具ふ

○濱田縣より報知

管下大森銀山町故穢多増吉るる者脱囚石川栄吉外一  
名以追補の節右兩人抜刀ふて数ヶ所の疵を負せ一以  
増吉痛手以忍んて終一兩人と捕へたるふ依り官其功  
と賞して金若干以賜りたり

○岩手縣下盛岡郵便取扱人齋藤定興るる者当令の御

昔趣を奉體一社を結び各種の新聞以備へ置き衆庶  
縦覽せしめん為告文以作りて之以村落へ配布せり  
此人開化の志ある能く多し廣く郷里に徳あるを社  
よりふべ一真に嘆賞すべき事なり

○米國新聞

布哇國王第五世カメハメハ逝去シタレ氏嘗テ相續人  
ヲ定立セザリシ故一時政體ノ出ル所ナク世継ノ争論  
起ルベシサレ氏此國ノ人口多カラズ人氣温和ニテ是  
マデ國法ニ背ク者殊ニ稀ナレバ他國ニ比スレバ世継  
ノ争論甚タ穏ナルベシト希望スベキハ此國ノ幸ト謂



ベレサテ世継及ビ改体ヲ決スルハ素ヨリ議政官ニ任  
 ズベレサレ氏此度ノ議政官ハ國家ノ大事ニ関スレバ  
 宜ク新ニ國民一般ノ選舉人ヲ採ルコソ願ハシケレ箇  
 様ノ折ニ國民一般ノ選舉人相集リテ高議スルナラバ  
 下情ノ徹上スル好機會ヲ得ルアルベシ故ニ此選舉  
 ニ当レル人々ハ此意ヲ深ク體任シ國情ヲ洞察シ臨機  
 ノ良策ヲ施スベキ才徳アル政事家ニテ改革進歩ノ首  
 先タラン者ナルヲ此國ノ為メニ希望スル所ナリ○  
 國位空キ間ハ主權ハ自ラ國民ノ手ニ在ト謂ベシ如何  
 トナレハ王ノ存生スル間ハ王ノ許セル國律ニ由テ支

配サレタル從民ナリトガ死後ハ其令ノ出ル所ナケレ  
 バ從來ノ國律ハ王ト共ニ死セリト言ベシ然レバ當時  
 ハワイ國民新統領ヲ選舉セント欲スルノミナラス自  
 主ノ改体ヲ希望スルモ亦宜ナラスヤ初メ第五世カメ  
 ハメハ執政ノ建言ニ從ヒ第三世カメハメハノ宣立シ  
 タル國律ヲ突棄シ前ニ比スレハ執政ニ大ナル威權ヲ  
 任ジタリシニ國民之ヲ可トセガリシカドモ亦之ニ背  
 クガ為メ騷擾ヲ起ストヲ欲セズ遂ニ異議ナク之ヲ導  
 奉セリ此度ノ會議モ此律ニ本ツク者ニテ則血統ノ世  
 継ヲ撰ブガ為サレハ前王ノ甥ノ在世ナルヲ以テ相統



ハ此人ニ極ラント云衆議アリテ當時ハ前王ノ執政暫ク國政ヲ主ドレ凡國民ハ此機會ニ乘ジ國政ヲ自己ニ執ラント欲スサレバ必ズ争ヒノ生ズルコトモアラシク官須ク斯ニ著思スベシ

○小森某論説

我國往古より毎年三月三日ニハ雛人形を打飾りて夫を或婦女子の節句と唱へ酒宴と催すの風習ありこれ其昔いほの御代よりやうとせりけん或る聖徳太子の初め給ひし事と由ひ傳へり原來かゝる旧例ハ世上の開人の喜ぶ所として開化の今日亦至りては捧腹堪

へざほの遊戯るり郷土曆日の改政ありて五節句を廢されぬれば此等の陋習を一洗すべき理なれども所謂苟安姑息の習ひみて猶今年も常の如く雛人形の賣買と許さば府下十軒店の兩側又目覺しく飾り立たる有様を實に當今の時態に於て適當せざる事といふべし凡そ風習の患ふべきは唯此の姑息の二字ふありて開化の進歩を妨ぐるはこれより甚しきを此何れも余思へらく世の人この雛乃形容を見て已れが昔日の因循体を思ひ起し座右一幅の箴とるとば斯る一箇の玩具といへども強て開化を妨げもゆるるべし



○福岡縣より報知管下布令の大意

生河豚の大毒あはら衆人の知る処不り然ると一時の  
美味と耽嗜し貴重の人命と亡失する者少とせむ当令  
人民愛護の御趣意と悖り実と心るに事不在と因て  
以來于河豚の外食とは事以嚴禁せり

○二月廿七日午後第六時頃大阪天満辺より出火して  
五六町程延焼の由翌廿八日傳報あり

○府下濱町永井邸跡へ梅數百本植付三階を造り当三  
日開苑華族奥向井柳橋芳丁の藝妓四十名程集ひとり  
報知新聞第四十一號 終

今般郵便報知新聞刊行の旨趣ハ遠く隔る國々ハ地情を互にお通せしむ且  
補ふ所ある細大を悉く各地方にお知らせしむるも依りて海峽を及申善行の  
賞を暴徒は捕縛機械産物の新發明蘇絲織物漆器陶器米穀茶葉その他  
諸品製造耕作の多寡豊凶震雷風雨水火の災難寒暖季候の違ひを少  
し之異りたるを皆夫に筆記して物又虚飾を以て時日或載て是を沈  
し發見及び賣弘願を送りて一拾りて予に希ふ  
一郵便報知新聞一冊價特貨三錢毎月五号號出版  
當時發見号より先廿册分引受依向一割引  
同四十册分一割半引

一々年分刊行の向二割引  
有通刺合お定前金郵便賃賃取上毎号發見順を逐の郵便ラテは在り

東京横山町三丁目

發見人 太田金右衛門



